

## Actual maximum approach の補足

欧州ビジネス協会 電気通信機器委員会  
ノキアソリューションズ&ネットワークス

NOKIA

# Actual Maximum Approachの補足

- ・ 前回説明の通り、基本的には、IEC 62232に基づいてテストレポートを作成し(IEC TR 62669に例あり)、Actual Maximum Approachにおける監視制御機能や電波強度の評価結果を事業者または規制当局に提供して認可を受けている。
- ・ Actual Maximum Approachを使った基地局設置の認可は、各規制当局で手続きが異なっており見直しも想定されるが、現時点までの状況は以下の通り。
  - ・ ベルギーブリュッセル州：
    - ・ A) 基地局ベンダーが監視制御機能の検証レポートを規制当局に提供
    - ・ B) 規制当局によりフィールド試験のキャンペーンが複数の事業者と基地局ベンダーにより一度実施（フィールド試験は大学の研究室に依頼）
    - ・ C) 監視制御機能のランダム（ブラインド）テストを実施。運用中の基地局の監視カウンターにより電力・実効放射電力が閾値を超えないことを確認
    - ・ その後、AMAを使うことが認められている。
  - ・ カナダ: ISEDが事業者と共同で試験を一基地局で一度行い、その後AMAを使うことが認められている。
  - ・ フランス: 事業者がサイトごとにAMAの監視制御機能によりEMF基準を満たすことを宣言し規制当局から認可を受けている。
  - ・ スイス: BAKOMが事業者と共同で試験を一基地局で一度行い、その後AMAを使うことを認められている。

# Actual Maximum Approachに関する制度運用状況(訂正)

国	AMA方式の可否	監視機能のみの実装	監視機能および制御機能の実装	低減係数FPRの規定の有無	監視制御機能の検証方法
オーストラリア	可	可	推奨	無し	規定なし
ベルギー ブリュッセル首都圏	可	不可	必須	制度で規定	A. 基地局ベンダーが監視制御機能の検証レポートを規制当局に提供 B. 規制当局によりフィールド試験のキャンペーンが複数の事業者と基地局ベンダーにより一度実施 C. 監視制御機能のランダム（ブラインド）テストを実施。運用中の基地局の監視カウンターにより電力・実効放射電力が閾値を超えないことを確認
カナダ	可	不可	必須	無し	A. 一つの基地局において、規制当局が事業者と基地局ベンダーと検証することが必須
クロアチア	可	不要	不要	規制当局により指定	規定なし
フランス	可	不可	必須	無し	規定なし 規制当局による検証あり（IEC TR 622669の例） → (A)
ドイツ	可	不可	必須	無し	規定はないが事業者により検証あり → (B)
スウェーデン	可	規定なし	規定なし	無し	規定なし
スイス	可	不可	必須	制度で規定	A. 一つの基地局において、規制当局による事業者と基地局ベンダーと共同の検証が必須
イギリス	可	規定なし	確認中	無し	規定なし

※表以外の多くの国の商用ネットワークにおいてもAMAによる適合性評価は導入済み